

14 税等の免除・非課税

(1) 市民税・府民税・森林環境税

市民税・府民税・森林環境税は前年中(1月～12月)の所得に対して、本年1月1日現在に住民登録のある市町村に納める税金です。

前年(税の申告の対象となる年)の12月31日時点で手帳の交付を受けている人は、障害者控除が受けられます。税の申告で扶養している方が手帳の交付を受けた場合も障害者控除が受けられます。手帳の交付日を確認して申告手続きしてください。

本人が障害者控除を受けており、合計所得金額が135万円以下の場合、非課税となります。

※配偶者控除、扶養控除を受けられるのは、生計を一にする親族(配偶者・親・子等)で他の方の扶養に入っていない合計所得金額が48万円以下の方です。

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者は控除の対象とならない場合があります。

障害者控除	特別障害者	身体障害者手帳 1級又は2級 精神障害者保健福祉手帳 1級 療育手帳 A
	一般の障害者	特別障害者以外で障害者手帳の交付を受けている方
	同居特別障害者	本人又は配偶者若しくは生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている特別障害者(配偶者・扶養親族) (老人ホーム等へ入居の場合は該当しない)

いずれも申告手続きが必要です。手続きについては下記までご相談ください。

◇窓口 税務課市民税係(競輪場北側 本館1階) TEL 874-2243

(2) 所得税

前年(税の申告の対象となる年)の12月31日時点で手帳の交付を受けている人は、障害者控除が受けられます。確定申告が必要な方は障害者控除を申告してください。

給与収入、年金収入等がある方で、前年中に源泉徴収されている方は障害者控除を申告することにより所得税が還付になる場合があります。

いずれも申告手続きが必要です。手続きについては下記もしくは、国税庁のホームページ等参考にしてください。

◇窓口 右京税務署 TEL 311-6366 (自動音声でご案内します)

(3) 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）

次の要件に該当する場合に、自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。

《減免を受けることができる方》

障 がい の 区 分		自動車税 (種別割・環境性能割)	軽自動車税 (種別割・環境性能割)
身体障がい		身体障害者手帳の等級が次に該当する方	
視覚障がい		1 ～ 4 級	
聴覚障がい		2 ～ 4 級	
平衡機能障がい		3 ・ 5 級	
音声機能障がい※ (喉頭摘出によるものに限る)		3 級	
上肢不自由		1 ～ 3 級	
下肢不自由		1 ～ 6 級	
体幹不自由		1 ～ 3 級 ・ 5 級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 ～ 3 級	
	移動機能	1 ～ 6 級	
心臓機能障がい		1 ・ 3 ・ 4 級	
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 ～ 4 級	
肝臓機能障がい		1 ～ 4 級	
知的障がい者		療育手帳A	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳 1 級の方又は国民 年金法施行令に定める 1 級と同程度の状態 の方で、かつ、自立支援医療の精神通院 医療の受給者証が交付されている方	

※音声機能障害の場合は障がい者本人が所有(取得)かつ運転する自動車に限られます。

◇減免対象となる自動車（障がい者1人につき1台（軽自動車を含む。）に限る。）

- ① もっぱら障がい者本人が運転する自動車
- ② 障がい者と生計を一にする方が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に運転する自動車
- ③ 障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に運転する自動車

- ・「もっぱら」とは、7割以上障がい者のために使用されていることをいいます。
- ・「障がい者と生計を一にする方」とは、一般的に生活をともにする親族をいいます。
- ・「障がい者のみで構成される世帯」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付され、その障がいの程度が上表に記載された一定の級の方のみで構成されている世帯をいいます。
- ・「常時介護する方」とは、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために日常的に継続して運転される方で、福祉事務所長の確認を受けた方をいいます。

◇自動車の所有（取得）者と運転者との関係

障がい者の状況・障がいの程度等		自動車の所有（取得）者	自動車の運転者
障がい者が18歳以上の場合	① 障がい者が生徒又は学生 ② 重度の障がい者（身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A） ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者 ※1
	①、②、③以外の者	障がい者本人 ※2	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者
障がい者が18歳未満の場合		障がい者と生計を一にする者	障がい者と生計を一にする者
音声機能の障がい者の場合		障がい者本人	障がい者本人
障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合		障がい者本人	常時介護する者

※1 軽自動車税（種別割）は精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度の場合、自動車の運転者は障がい者と生計を一にする者に限る。

※2 軽自動車税（種別割）は障がい者と生計を一にする者も可。

◇減免内容

自動車税（種別割） ※3	税額が45,000円以下の場合	全額免除
	税額が45,000円を超える場合	45,000円を減免
自動車税（環境性能割） ※4	課税標準額300万円に環境性能割の税率を乗じて得た額	
軽自動車税	全額免除	

※3 グリーン化税額に対応します（重課・軽課により変わります。）。

※4 環境性能割は燃費性能等によって税率が変わります。

◇問 合 せ 〔自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）について〕

自動車税管理事務所 TEL 672-6155 FAX 672-2995

〔軽自動車税（種別割）について〕

税務課市民税係（競輪場北側 本館1階） TEL 874-2243

(4) 個人事業税^{こじんじぎょうぜい}

視力障がい者（両目の視力が0.06以下）が行うあんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医療に類する事業については、非課税です。

詳しくは下記までお問い合わせください。

◇窓口 京都府府税事務所（第二係） TEL 692-1392

(5) 相続税^{そうぞくぜい}

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を相続によって取得した場合、相続税はかかりません。

相続人が障がい者であるときは、85歳に達するまでの年数一年につき10万円（特別障害者は20万円）が、障害者控除として相続税から差し引かれます。

障害者控除	特別障害者	身体障害者手帳 1級又は2級 精神障害者保健福祉手帳 1級 療育手帳 A
	一般の障害者	特別障害者以外で障害者手帳の交付を受けている方

詳しくは下記までお問い合わせください。

◇窓口 右京税務署 TEL 311-6366（自動音声でご案内します）

(6) 贈与税^{ぞうよぜい}

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与によって取得した場合、贈与税はかかりません。

特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

※この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

特定障害者	特別障害者	身体障害者手帳 1級又は2級 精神障害者保健福祉手帳 1級 療育手帳 A
	特別障害者以外の特定障害者	特別障害者以外で精神に障がいのある方

詳しくは下記までお問い合わせください。

◇窓口 右京税務署 TEL 311-6366（自動音声でご案内します）

(7) 消費税^{しょうひぜい}

身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品（身体障害者用物品）の譲渡、貸付け等は、消費税法上の非課税取引となります。

非課税の対象となる身体障害者物品は、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、その他の物品で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られます。

また、介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等についても消費税法上の非課税取引となります。（サービス利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などを除く）

※詳しくは下記までお問い合わせください。

◇窓口 右京税務署 TEL 311-6366（自動音声でご案内します）

(8) 預貯金等の利子^{よちょきんとう りし}

金融機関等で事前に必要な手続きを行うことにより、障がい者の預貯金等について一定限度額まで利子所得が非課税となります。

対象者	障がい者	身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など
	その他の人（妻）	遺族年金や寡婦年金を受けている妻など

※詳しくは各金融機関までお問い合わせください。

(9) 向日市国民健康保険料^{む こう し こくみんけんこうほけんりょう}

災害等により生活が著しく困難となられた方又はこれに準ずると認められる方のうち必要があると認められる方に対し、申請により保険料が減免されます。

ただし、納期限までに申請が必要なため、医療保険課の窓口でご相談ください。

対象者	身体障害者手帳 1 級及び 2 級
	障がい者手帳を交付されている方（所得要件あり）

※詳しくは下記までお問い合わせください。

◇窓口 医療保険課 TEL 874-2793 FAX 922-6587